該相手国等」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第六項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第七項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第八項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第九項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第十三項の表第百七十二条第一項第一号の項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同表第百七十二条第一項第三号の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同表第百七十二条第一項第四号の項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十七項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第五号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十一項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十三項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十五項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第五号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の二第一項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第八項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第九項及び第十一項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十四項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の三中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の三第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第四条第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改める。

第五条の二第一項中「相手国」を「相手国等」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第三項中「相手国の」を「相手国等の」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第六項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第六条中「相手国」を「相手国等」に改める。

第六条の二第一項中「であつて政令で定めるものの」を「のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項及び第五項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第七条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「租税条約の適用」を「相手国等との間の租税条約の適用」に、「当該相手国の」を「当該相手国等の」に改め、「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項の表所得税法第百五十三条の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同表法人税法第八十条の二の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第四項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改める。

第八条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「当該租税条約」を「当該相手国等との間の租税条約」に改め、同条の次に次の一条を加える。